

# 契約済み・売止め物件を広告していませんか？



不動産ポータルサイト(スーモ、アットホーム、ライフフルホームズ等)や自社ホームページに、契約済み・売止め物件が更新日以後も掲載されている広告が散見されます。

これらの広告は、故意・過失を問わず「おとり広告」に該当します。

おとり広告は、不動産の公正競争規約で最高50万円(初犯の場合)、景品表示法で売上額の3%の違約金が課せられる可能性があります。宅建業法では行政処分の対象となります。

契約済み・売止め物件は、速やかに削除処理するようにして下さい。



不動産公正競争規約に  
参加している企業のマークです  
(参加不動産会社の店頭等で表示しています)

東海不動産公正取引協議会 静岡地区調査指導委員会 054-246-1511 (宅建協会内)

2024年1月

# 契約済み・売止め物件を広告していませんか？

不動産ポータルサイト(スーモ、アットホーム、ライフフルホームズ等)や自社ホームページに、契約済み・売止め物件が更新日以後も掲載されている広告が散見されます。  
これらの広告は、故意・過失を問わず「おとり広告」に該当します。



**おとり広告は、不動産の公正競争規約で最高50万円(初犯の場合)、景品表示法で売上額の3%の違約金が課せられる可能性があります。**  
**宅建業法では行政処分の対象となります。**  
**契約済み・売止め物件は、速やかに削除処理するようにして下さい。**



不動産公正競争規約に参加している企業のマークです  
(参加不動産会社の店頭等で表示しています)

東海不動産公正取引協議会 静岡地区調査指導委員会 054-246-1511 (宅建協会内)

2024年1月